

～ 農業を経営する皆様へ ～



「収入保険制度 支援対策補助事業」のお知らせ

目的

農業者に対して収入保険制度への加入支援を行うことで、農業者の経営安定や新たな品目の生産や販路開拓等にチャレンジする等の農業者の取組を支援します。

補助の概要

収入保険に加入してから 3年間の掛け捨て保険料に対して、町が補助を行います。

- ・加入 1 年目【補助率 1/2 以内（上限 16 万円）】
- ・加入 2, 3 年目【補助率 1/3 以内（上限 10 万円）】

※ ただし、令和 2～6 年（5 年間）の保険期間に収入保険制度加入の農業者に限ります。
※ 事業期間の関係により、2, 3 年目の補助が受けられない場合があります。

例) 基準収入 100 万円の場合、掛け捨て保険方式で 7,800 円の保険料に対して、3,900 円の補助金を交付します。（1 年目）

収入保険制度とは… オールリスクに対応できる保険です。

農業者が保険期間（1～12月）に生産・販売する農産物の販売収入全体を対象として、収入が基準収入の9割（補償限度）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんする制度です。
加入するためには、青色申告をしていることが条件です。

※肉用牛，肉用子牛，肉豚，鶏卵は，マルキン等の対象ですので加入できません。

例) 基準収入100万円の場合、販売収入が50万円の時には、36万円が補てんされます。

【(100万円×0.9) - 50万円】
基準収入の9割 - 販売収入

×

0.9
支払率

=

36万円
保険金額



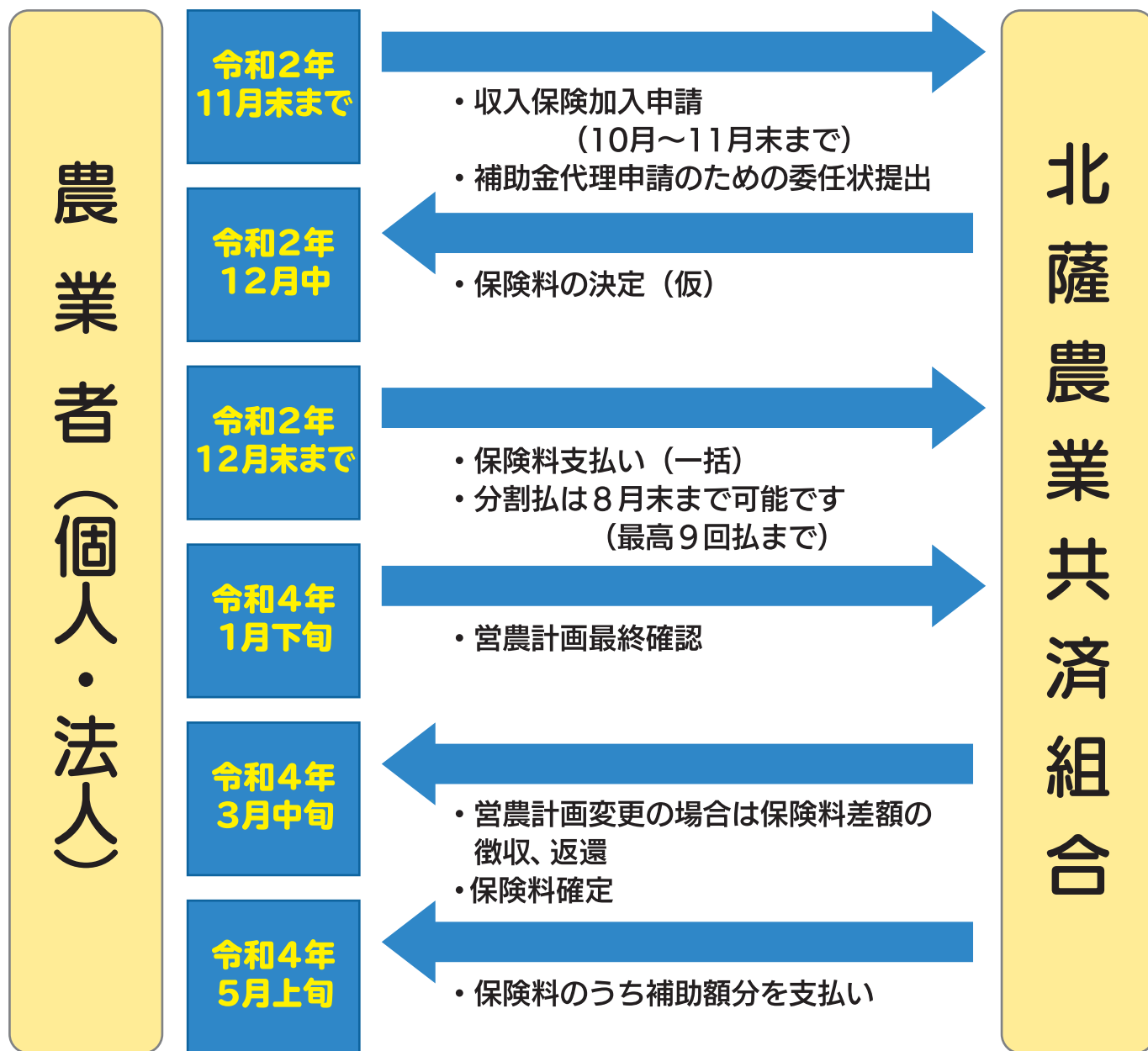
申請方法については、裏面をご参照ください。

お問い合わせ先

さつま町役場 農政課 農業振興係
TEL：0996-53-1111（内線 2423）

収入保険制度支援対策補助事業の 手続きの流れ

令和3年1月から12月の保険期間に加入する場合



● 補助を受けるには

- ・青色申告をしており、収入保険制度に加入していること
- ・補助金の代理申請等の手続きを北薩農業共済組合に委任すること
- ・税の滞納等がないこと

以上の事が条件です。

